

平成 27 年 度

名古屋 市 各 会 計 予 算

目 次

(一般会計)

平成27年第 1 号議案	平成27年度名古屋市一般会計予算	1頁
--------------	------------------------	----

(特別会計)

平成27年第 2 号議案	平成27年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	17頁
平成27年第 3 号議案	平成27年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	19頁
平成27年第 4 号議案	平成27年度名古屋市介護保険特別会計予算	21頁
平成27年第 5 号議案	平成27年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算	23頁
平成27年第 6 号議案	平成27年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	25頁
平成27年第 7 号議案	平成27年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算 ..	31頁
平成27年第 8 号議案	平成27年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	33頁
平成27年第 9 号議案	平成27年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	37頁
平成27年第10号議案	平成27年度名古屋市基金特別会計予算	41頁
平成27年第11号議案	平成27年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	47頁
平成27年第12号議案	平成27年度名古屋市公債特別会計予算	51頁

(公営企業会計)

平成27年第13号議案	平成27年度名古屋市病院事業会計予算	55頁
平成27年第14号議案	平成27年度名古屋市水道事業会計予算	61頁
平成27年第15号議案	平成27年度名古屋市工業用水道事業会計予算	65頁
平成27年第16号議案	平成27年度名古屋市下水道事業会計予算	69頁
平成27年第17号議案	平成27年度名古屋市自動車運送事業会計予算	73頁
平成27年第18号議案	平成27年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	77頁

一 般 会 計

平成 27 年度名古屋市一般会計予算

平成 27 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,072,256,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、160,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成27年2月16日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		500,072,000
	1 市 民 税	222,915,000
	2 固 定 資 産 税	198,463,000
	3 軽 自 動 車 税	1,881,000
	4 市 た ば こ 税	17,994,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 事 業 所 税	15,566,000
	7 都 市 計 画 税	43,252,000
2 地 方 譲 与 税		6,195,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,534,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,081,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	506,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	72,000
3 県 税 交 付 金		66,901,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,096,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,975,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,106,000
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	46,568,000
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	81,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,697,000
	7 軽 油 引 取 税 交 付 金	13,378,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		7,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	7,000

款	項	金 額 千円
5 地 方 特 例 交 付 金		1, 220, 000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1, 220, 000
6 地 方 交 付 税		5, 000, 000
	1 地 方 交 付 税	5, 000, 000
7 交通安全対策特別交付金		1, 000, 000
	1 交通安全対策特別交付金	1, 000, 000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		46, 248, 322
	1 使 用 料	34, 684, 798
	2 手 数 料	7, 151, 174
	3 診 療 収 入	2, 372, 662
	4 介 護 収 入	1, 425, 832
	5 支 援 収 入	613, 856
9 国 庫 支 出 金		175, 624, 600
	1 負 担 金	140, 481, 594
	2 補 助 金	34, 470, 097
	3 委 託 金	672, 909
10 県 支 出 金		50, 951, 239
	1 負 担 金	34, 099, 855
	2 補 助 金	11, 965, 705
	3 委 託 金	4, 885, 679
11 財 産 収 入		7, 922, 821
	1 財 産 運 用 収 入	1, 780, 653
	2 財 産 売 払 収 入	6, 142, 168
12 寄 附 金		407, 328
	1 寄 附 金	407, 328
13 繰 入 金		12, 555, 043
	1 他 会 計 繰 入 金	12, 555, 043

款	項	金 額 千円
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		127,505,646
	1 延滞金、加算金及び過料	505,502
	2 預金利子	20,371
	3 他会計貸付金元利収入	421,000
	4 貸付金元利収入	93,850,357
	5 受託事業収入	747,064
	6 収益事業収入	11,251,675
	7 雑入	20,709,677
16 市債		70,646,000
	1 市債	70,646,000
歳入合計		1,072,256,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,562,407
	1 議 会 費	2,562,407
2 総 務 費		52,052,965
	1 総 務 管 理 費	21,834,885
	2 財 務 管 理 費	8,461,507
	3 選 挙 費	495,390
	4 統 計 調 査 費	1,332,169
	5 徴 税 費	14,345,371
	6 防 災 危 機 管 理 費	5,583,643
3 健 康 福 祉 費		311,705,272
	1 社 会 福 祉 費	85,782,708
	2 老 人 福 祉 費	56,178,376
	3 生 活 保 護 費	93,700,345
	4 災 害 救 助 費	386,275
	5 国 民 年 金 費	913,063
	6 国 民 健 康 保 険 費	27,090,775
	7 介 護 保 険 費	25,530,871
	8 公 衆 衛 生 費	9,441,828
	9 環 境 衛 生 費	3,688,800
	10 保 健 所 費	8,509,500
	11 衛 生 研 究 所 費	482,731
4 子 ど も 青 少 年 費		146,053,523
	1 子 ど も 青 少 年 費	146,053,523
5 環 境 費		36,413,213
	1 環 境 保 全 費	5,371,215
	2 環 境 事 業 費	31,041,998

款	項	金 額 千円
6 市 民 経 済 費		110,052,910
	1 市 民 生 活 費	2,390,605
	2 文 化 振 興 費	4,291,192
	3 区 役 所 費	14,854,872
	4 産 業 費	83,530,441
	5 観 光 費	3,738,729
	6 工 業 研 究 所 費	1,247,071
7 緑 政 土 木 費		63,931,137
	1 土 木 管 理 費	7,776,408
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,173,460
	3 街 路 費	9,012,317
	4 治 水 費	5,816,738
	5 緑 政 費	17,768,343
	6 農 政 費	1,383,871
8 住 宅 都 市 費		48,663,810
	1 都 市 計 画 費	24,704,674
	2 住 宅 費	23,959,136
9 消 防 費		29,966,426
	1 消 防 費	29,966,426
10 教 育 費		80,398,972
	1 教 育 総 務 費	9,695,653
	2 小 学 校 費	24,838,251
	3 中 学 校 費	8,004,468
	4 高 等 学 校 費	11,534,450
	5 幼 稚 園 費	1,674,636
	6 特 別 支 援 学 校 費	736,830
	7 大 学 費	7,585,262

款	項	金 額 千円
	8 私学振興費	3,869,070
	9 生涯学習費	9,138,716
	10 体育費	3,321,636
11 公債費		134,643,767
	1 公債費	134,643,767
12 諸支出金		55,711,598
	1 公営企業会計支出金	55,711,598
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		1,072,256,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額 千円
7 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	20,000
	2 道路橋りよう費	道路・橋りようの整備	800,000
	3 街路費	街路の整備	1,300,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	900,000
	5 緑政費	公園の整備	300,000
8 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
国際センターの空調設備改修工事	平成28年度	463,000
港防災センターの空調等設備改修工事	平成28年度	72,000
障害者スポーツセンターの空調設備改修工事	平成28年度	57,000
総合リハビリテーションセンターの空調設備改修工事	平成28年度	108,000
中央看護専門学校空調設備改修工事	平成28年度	233,000
千種保健所の外壁改修工事	平成28年度	4,000
東保健所の空調設備改修工事	平成28年度	12,000
衛生研究所移転改築の設計	平成28年度	45,000
障害児入所施設あけぼの学園改築の設計	平成28年度	35,000
北名古屋工場の建設・運営	平成28年度 から 平成52年度 まで	58,000,000
富田工場焼却設備更新に係る環境影響評価事後調査	平成28年度 から 平成32年度 まで	40,000
富田工場の焼却設備解体工事	平成28年度 から 平成29年度 まで	587,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
富田工場の焼却設備更新等工事	平成28年度 から 平成32年度 まで	18,073,000
昭和 cultura 小劇場備品の整備	平成28年度	25,000
芸術創造センターの調光盤更新工事	平成28年度	111,000
市民御岳休暇村セントラル・ロッジ等の電気設備改修工事	平成28年度	130,000
千種区役所の外壁改修工事	平成28年度	18,000
東区役所の空調設備改修工事	平成28年度	50,000
港区役所の空調設備等改修工事	平成28年度	166,000
富田支所の空調設備改修工事	平成28年度	22,000
区役所非常用発電機の整備	平成28年度	890,000
葵コミュニティセンターの建設	平成28年度	77,000
杉村コミュニティセンターの建設	平成28年度	75,000
橘コミュニティセンターの建設	平成28年度	74,000
中小企業振興会館のエレベーター更新工事	平成28年度	74,000
国際展示場の空調設備改修工事	平成28年度	90,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
名古屋城の石垣修復工事	平成28年度 から 平成35年度 まで	297, 000
名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の設計	平成28年度	33, 000
特別史跡名古屋城跡保存管理計画の策定	平成28年度	4, 000
工業研究所の耐震改修工事	平成28年度	31, 000
舗装道の補修	平成28年度	600, 000
側溝改良	平成28年度	40, 000
開橋の改築	平成28年度	308, 000
中川橋の改築	平成28年度	460, 000
正江橋の建設	平成28年度	350, 000
排水施設整備	平成28年度	100, 000
東山動植物園獣舎等の建設	平成28年度 から 平成29年度 まで	1, 515, 000
東山動植物園正門トイレの整備	平成28年度	60, 000
東区役所線の整備	平成28年度 から 平成29年度 まで	38, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
椿町線・笹島線の整備	平成28年度 から 平成29年度 まで	1,647,000
ささしまライブ24地区歩行者連絡通路 の整備	平成28年度	510,000
金城ふ頭金城橋南交差点等の改良	平成28年度	136,000
金城ふ頭歩行者連絡通路の整備	平成28年度	647,000
市営住宅の建設	平成28年度 から 平成29年度 まで	4,628,000
稲武野外教育センターの外壁等改修工 事	平成28年度	29,000
なごや小学校の建設	平成28年度	1,674,000
小学校校舎の増築	平成28年度	120,000
小学校の空調設備改修工事	平成28年度	202,000
中学校の空調設備改修工事	平成28年度	180,000
東生涯学習センターの電気設備改修工 事	平成28年度	21,000
瑞穂生涯学習センターの電気設備改修 工事	平成28年度	22,000
熱田生涯学習センターの空調設備改修 工事	平成28年度	57,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
守山生涯学習センターの電気設備改修工事	平成28年度	16,000
鶴舞中央図書館の空調設備改修工事	平成28年度	212,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成26年第1号議決)	平成26年度 から 平成33年度 まで	38,000,000 外に利息相当額	平成27年度 から 平成34年度 まで	34,000,000 外に利息相当額
民間社会福祉施設整備資金融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成26年第1号議決)	平成26年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 228,000千円を限度として補償する。	平成27年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 139,000千円を限度として補償する。
都市型工業団地3号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償 (平成26年第1号議決)	平成26年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 413,000千円を限度として補償する。	平成27年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 342,000千円を限度として補償する。
都市計画道路万場藤前線・近畿日本鉄道名古屋線立体交差化工事 (平成24年第1号議決)	平成20年度 から 平成29年度 まで	8,430,000	平成28年度 から 平成29年度 まで	3,659,000
御田人道橋の建設 (平成24年第1号議決)	平成25年度 から 平成28年度 まで	1,386,000	平成28年度 から 平成29年度 まで	486,000
東海旅客鉄道東海道本線山崎川橋りょうの改築 (平成23年第1号議決)	平成24年度 から 平成28年度 まで	1,800,000	平成28年度 から 平成30年度 まで	1,462,000
名古屋まちづくり公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成26年第1号議決)	平成26年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 918,700千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成27年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 706,180千円及び利息相当額を限度として補償する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成26年第1号議決)	平成26年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 810千円を限度として補償する。	平成27年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 760千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (平成26年第1号議決)	平成26年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3, 150, 160千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成27年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2, 794, 764千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成26年第1号議決)	平成26年度 から 平成47年度 まで	261, 807, 000 外に利息相当額	平成27年度 から 平成48年度 まで	261, 088, 000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成26年第1号議決)	平成26年度 から 平成46年度 まで	101, 219, 000	平成27年度 から 平成47年度 まで	91, 324, 000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成26年第1号議決)	平成26年度 から 平成33年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 5, 280, 000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成27年度 から 平成34年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3, 615, 000千円及び利息相当額を限度として補償する。
公共用地先行取得(財政局所管分) (平成17年第47号議決)	平成18年度 から 平成27年度 まで	2, 032, 000 外に利息等相当額	平成28年度 から 平成37年度 まで	484, 012 外に利息等相当額

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	250,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	17,000			
社会福祉施設整備費	149,000			
老人福祉施設整備費	1,181,000			
生活保護施設整備費	115,000			
公衆衛生施設整備費	144,000			
保健所整備費	33,000			
子ども青少年施設整備費	360,000			
廃棄物処理施設整備費	64,000			
文化振興施設整備費	392,000			
区役所整備費	181,000			
地域振興施設整備費	352,000			
名古屋城整備費	22,000			
工業研究所整備費	24,000			
公共土木事業費	20,735,000			
公園緑地整備費	4,290,000			
農業振興施設整備費	81,000			
住宅建設費	2,987,000			
消防施設整備費	2,769,000			
義務教育施設整備費	6,066,000			
高等学校整備費	299,000			
生涯学習施設整備費	1,160,000			
体育施設整備費	176,000			
高速道路建設資金貸付金	827,000			
高速道路事業出資金	335,000			
市立大学施設整備補助金	160,000			
市立大学施設整備資金貸付金	243,000			
病院事業出資金	7,000			
高速度鉄道事業補助金	957,000			
高速度鉄道事業出資金	2,270,000			
臨時財政対策債	24,000,000			
計	70,646,000			

特 別 会 計

平成 27 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 27 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 250,096,656 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		223,005,880
	1 保 険 料	52,485,153
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	46,307,017
	4 療 養 給 付 費 交 付 金	4,300,063
	5 前 期 高 齢 者 交 付 金	47,828,780
	6 県 支 出 金	12,409,784
	7 共 同 事 業 交 付 金	59,333,712
	8 諸 収 入	341,370
2 繰 入 金		27,090,775
	1 他 会 計 繰 入 金	27,090,775
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		250,096,656

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		250,076,656
	1 事 業 費	250,076,656
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		250,096,656

平成 27 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 27 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 48,822,125 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		24,155,454
	1 保険料	23,456,430
	2 手数料	1
	3 国庫支出金	16,000
	4 諸収入	683,023
2 繰入金		24,666,670
	1 他会計繰入金	24,666,670
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		48,822,125

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		48,802,125
	1 事業費	48,802,125
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		48,822,125

平成 27 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 27 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 170,357,227 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		144,615,898
	1 保 険 料	38,332,408
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	37,380,384
	4 支 払 基 金 交 付 金	45,207,545
	5 県 支 出 金	23,685,857
	6 諸 収 入	9,703
2 繰 入 金		25,530,871
	1 他 会 計 繰 入 金	25,530,871
3 繰 越 金		210,458
	1 繰 越 金	210,458
歳 入 合 計		170,357,227

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		170,337,227
	1 事 業 費	169,435,497
	2 他 会 計 繰 出 金	901,730
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		170,357,227

平成 27 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 27 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,121,236 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		701,236
	1 事 業 収 入	701,236
2 繰 入 金		112,000
	1 他 会 計 繰 入 金	112,000
3 繰 越 金		84,000
	1 繰 越 金	84,000
4 市 債		224,000
	1 市 債	224,000
歳 入 合 計		1,121,236

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,121,236
	1 事 業 費	1,121,236
歳 出 合 計		1,121,236

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	224,000	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 27 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 27 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,957,556 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		4,387,245
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,648,521
	2 財 産 収 入	75
	3 繰 入 金	687,805
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	485,843
	6 市 債	565,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,570,311
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	489,372
	2 繰 入 金	2,091,599
	3 繰 越 金	1
	4 諸 収 入	989,339
歳 入 合 計		7,957,556

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,387,245
	1 事 業 費	2,137,473
	2 整 備 費	671,906
	3 他 会 計 繰 出 金	1,577,766
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,570,311
	1 市 場 費	1,770,186
	2 と 畜 場 費	883,855
	3 他 会 計 繰 出 金	916,170
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		7,957,556

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場青果仲卸棟の電気設備改修工事	平成28年度	26,000
北部市場青果棟の空調設備改修工事	平成28年度 から 平成29年度 まで	458,000
北部市場管理・エネルギー棟の空調設備改修工事	平成28年度	130,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成26年第7号議決)	平成26年度 から 平成29年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成27年度 から 平成30年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費	565,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 27 年度名古屋市土地区画整理組合
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 27 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 495,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		250,000
	1 貸付金収入	250,000
2 繰入金		60,600
	1 他会計繰入金	60,600
3 市債		185,000
	1 市債	185,000
歳入合計		495,600

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		495,600
	1 事業費	370,600
	2 他会計繰出金	125,000
歳出合計		495,600

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	185,000	普通貸借	無利子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成 27 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 27 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,663,605 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		199,761
	1 国庫支出金	31,261
	2 諸収入	168,500
2 繰入金		1,418,844
	1 他会計繰入金	1,418,844
3 市債		45,000
	1 市債	45,000
歳 入 合 計		1,663,605

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		1,663,605
	1 事業費	196,923
	2 他会計繰出金	1,466,682
歳 出 合 計		1,663,605

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	45,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 27 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 27 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 797,171 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		620,004
	1 使 用 料	587,585
	2 他 会 計 繰 入 金	32,419
2 公 園 整 備 事 業 収 入		177,167
	1 他 会 計 繰 入 金	177,167
歳 入 合 計		797,171

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		620,004
	1 事 業 費	238,604
	2 他 会 計 繰 出 金	381,400
2 公 園 整 備 事 業 費		177,167
	1 事 業 費	47,964
	2 他 会 計 繰 出 金	129,203
歳 出 合 計		797,171

第 2 表 債務負担行為

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成17年第58号議決)	平成18年度 から 平成27年度 まで	150,000 外に利息等相当額	平成28年度 から 平成37年度 まで	16,574 外に利息等相当額

平成 27 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 27 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 120,518,692 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		216,768
	1 基 金 収 入	372
	2 繰 入 金	185,514
	3 基 金 積 戻 金	30,881
	4 繰 越 金	1
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金 収 入		613,440
	1 基 金 収 入	12,769
	2 繰 入 金	270,177
	3 基 金 積 戻 金	330,493
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,117
	1 基 金 収 入	116
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		692,738
	1 基 金 収 入	9,738
	2 繰 入 金	59,000
	3 基 金 積 戻 金	623,999
	4 繰 越 金	1
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		50,686
	1 基 金 収 入	3,476
	2 繰 入 金	3,000
	3 基 金 積 戻 金	44,209
	4 繰 越 金	1
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金 収 入		8,818

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	6,817
	2 繰 入 金	2,000
	3 繰 越 金	1
7 大規模施設整備積立 基金 収 入		2,262,284
	1 基 金 収 入	22,482
	2 基 金 積 戻 金	2,239,801
	3 繰 越 金	1
8 高速度鉄道建設積立 基金 収 入		133
	1 基 金 収 入	132
	2 繰 越 金	1
9 環境保全基金収入		3,504
	1 基 金 収 入	2,503
	2 繰 入 金	1,000
	3 繰 越 金	1
10 中区役所等管理基金収入		115,802
	1 基 金 収 入	3,315
	2 基 金 積 戻 金	112,486
	3 繰 越 金	1
11 介護給付費準備基金収入		906,644
	1 基 金 収 入	4,913
	2 繰 入 金	901,730
	3 繰 越 金	1
12 震災対策事業基金収入		5,548,832
	1 基 金 収 入	1
	2 繰 入 金	4,501,000
	3 基 金 積 戻 金	1,047,831
13 公債償還基金収入		105,532,867

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	938,855
	2 繰 入 金	50,274,046
	3 基 金 積 戻 金	54,319,965
	4 繰 越 金	1
14 財 政 調 整 基 金 収 入		4,561,059
	1 基 金 収 入	61,058
	2 基 金 積 戻 金	4,500,000
	3 繰 越 金	1
歳 入	合 計	120,518,692

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		216,768
	1 他 会 計 繰 出 金	31,254
	2 積 立 金	185,514
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		613,440
	1 他 会 計 繰 出 金	343,263
	2 積 立 金	270,177
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,117
	1 積 立 金	5,117
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		692,738
	1 他 会 計 繰 出 金	623,999
	2 積 立 金	68,739
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		50,686
	1 他 会 計 繰 出 金	47,686
	2 積 立 金	3,000
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		8,818
	1 他 会 計 繰 出 金	6,818
	2 積 立 金	2,000
7 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		2,262,284
	1 他 会 計 繰 出 金	2,239,801
	2 積 立 金	22,483
8 高 速 度 鉄 道 建 設 積 立 基 金		133
	1 積 立 金	133
9 環 境 保 全 基 金		3,504
	1 他 会 計 繰 出 金	2,504
	2 積 立 金	1,000
10 中 区 役 所 等 管 理 基 金		115,802

款	項	金 額 千円
	1 他 会 計 繰 出 金	115,802
11 介 護 給 付 費 準 備 基 金		906,644
	1 積 立 金	906,644
12 震 災 対 策 事 業 基 金		5,548,832
	1 他 会 計 繰 出 金	1,047,831
	2 積 立 金	4,501,001
13 公 債 償 還 基 金		105,532,867
	1 他 会 計 繰 出 金	54,319,965
	2 積 立 金	51,212,902
14 財 政 調 整 基 金		4,561,059
	1 他 会 計 繰 出 金	4,500,000
	2 積 立 金	61,059
歳 出	合 計	120,518,692

平成 27 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 27 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,253,457 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		12,980,407
	1 繰 入 金	6,953,654
	2 振 替 収 入	3,636,753
	3 市 債	2,390,000
2 都市開発用地取得資金収入		2,273,049
	1 繰 入 金	906,382
	2 振 替 収 入	998,667
	3 市 債	368,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		15,253,457

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		12,980,208
	1 取 得 費	2,390,460
	2 他 会 計 繰 出 金	10,589,748
2 都市開発用地取得費		2,273,049
	1 取 得 費	371,000
	2 他 会 計 繰 出 金	1,902,049
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		15,253,457

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	2,390,000 368,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	2,758,000			

平成 27 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 27 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 535,198,816 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		219,276,000
	1 公 債	219,276,000
2 繰 入 金		315,862,814
	1 他 会 計 繰 入 金	315,862,814
3 繰 越 金		60,000
	1 繰 越 金	60,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		535,198,816

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		119,692,000
	1 起 債 額 繰 出	119,692,000
2 公 債 費		415,506,816
	1 公 債 償 還 金	364,468,793
	2 公 債 事 務 費	971,203
	3 他 会 計 繰 出 金	50,066,820
歳 出 合 計		535,198,816

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	99,584,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 営 企 業 会 計

平成 27 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	159,576 人 (1 日 436 人)	237,168 人 (1 日 976 人)
西部医療センター	164,700 人 (1 日 450 人)	250,290 人 (1 日 1,030 人)
緑 市 民 病 院	60,390 人 (1 日 165 人)	103,200 人 (1 日 350 人)
計	384,666 人 (1 日 1,051 人)	590,658 人 (1 日 2,356 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター病棟改築の設計
東部医療センター病棟改築の準備工事

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	15,735,253
第 1 項	医 業 収 益	13,667,567
第 2 項	医 業 外 収 益	1,789,884
第 3 項	特 別 利 益	277,802
第 2 款	西部医療センター収益	17,867,028
第 1 項	医 業 収 益	14,806,479
第 2 項	医 業 外 収 益	2,783,766
第 3 項	特 別 利 益	276,783
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	513,752

		千円
第 1 項	医 業 収 益	9,230
第 2 項	医 業 外 収 益	366,522
第 3 項	特 別 利 益	138,000
収 入	合 計	34,116,033

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター費	16,129,438
第 1 項	医 業 費 用	15,969,588
第 2 項	医 業 外 費 用	154,850
第 3 項	特 別 損 失	5,000
第 2 款	西部医療センター費	17,851,403
第 1 項	医 業 費 用	17,324,202
第 2 項	医 業 外 費 用	521,201
第 3 項	特 別 損 失	6,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	523,018
第 1 項	医 業 費 用	488,308
第 2 項	医 業 外 費 用	33,710
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 4 款	予 備 費	1,000
第 1 項	予 備 費	1,000
支 出	合 計	34,504,859

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,619,423 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	859,646
第 1 項	企 業 債	486,000

		千円
第 2 項	出 資 金	7,000
第 3 項	一般会計補助金	361,644
第 4 項	基金収入	2
第 5 項	その他資本収入	5,000
第 2 款	西部医療センター資本収入	1,143,978
第 1 項	企 業 債	68,000
第 2 項	一般会計補助金	1,053,974
第 3 項	基金収入	4
第 4 項	基金繰入金	7,000
第 5 項	その他資本収入	15,000
第 3 款	緑市民病院資本収入	254,600
第 1 項	企 業 債	100,000
第 2 項	一般会計補助金	154,600
収 入	合 計	2,258,224

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	1,442,857
第 1 項	建設改良費	767,753
第 2 項	償 還 金	670,102
第 3 項	投 資	5,002
第 2 款	西部医療センター資本支出	2,945,183
第 1 項	建設改良費	267,827
第 2 項	償 還 金	2,667,352
第 3 項	投 資	10,004
第 3 款	緑市民病院資本支出	489,607
第 1 項	建設改良費	100,000
第 2 項	償 還 金	389,607
支 出	合 計	4,877,647

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとお

りと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東部医療センター病棟改築 の準備工事	平成 28 年度	472,000 千円
西部医療センター強度変調 陽子線治療システムの整備	平成 28 年度	29,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限 度 額	654,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 9 条 救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料減免及び児童手当に

あてゐるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、709,111 千円、57,220 千円、30,000 千円及び 50,548 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 経営費及び整備費にあてゐるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,985,569 千円及び 1,570,218 千円である。

2 病院事業特例債の元金償還にあてゐるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、674,802 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 整備費にあてゐるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、7,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、4,300,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類		名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	病院情報システム	1 式

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 27 年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 284,016,000 立方メートル
(1日 776,000 立方メートル)
給水戸数 1,270,000 戸
- (2) 主要な建設改良事業 第3次水道基幹施設整備及び第3次配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	水 道 事 業 収 益	49,894,063
第 1 項	営 業 収 益	48,916,723
第 2 項	営 業 外 収 益	967,340
第 3 項	特 別 利 益	10,000

		支 出	千円
第 1 款	水 道 経 営 費		49,736,063
第 1 項	営 業 費 用		40,991,493
第 2 項	営 業 外 費 用		7,640,383
第 3 項	特 別 損 失		1,094,187
第 4 項	予 備 費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,981,778千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	6,523,330
第1項	企業債	4,000,000
第2項	出資金	193,000
第3項	国庫補助金	287,747
第4項	他会計貸付金返還金	133,916
第5項	基金収入	48,847
第6項	基金繰入金	43,727
第7項	その他資本収入	1,816,093

支 出		千円
第1款	資本的支出	25,505,108
第1項	建設改良費	18,484,194
第2項	償還金	6,964,888
第3項	投資	56,026

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成28年度から平成30年度まで	9,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 第3次水道基幹施設整備費にあてるため

限 度 額	4,000,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,600,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、49,370 千円、103,755 千円及び 63,999 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、193,000 千円である。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 27 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|-------|------|-------------------|
| (1) 経 営 計 画 | 給 水 量 | 年間 | 22,399,200 立方メートル |
| | | (1 日 | 61,200 立方メートル) |
| | 事業所数 | | 109 カ所 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第 1 款	工業用水道事業収益	986,923
第 1 項	営 業 収 益	861,257
第 2 項	営 業 外 収 益	125,166
第 3 項	特 別 利 益	500

支 出

千円

第 1 款	工業用水道経営費	981,923
第 1 項	営 業 費 用	904,377
第 2 項	営 業 外 費 用	76,046
第 3 項	特 別 損 失	500
第 4 項	予 備 費	1,000

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 618,136 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的收入	13,337
第1項	出 資 金	2,486
第2項	その他資本収入	10,851

支 出		千円
第1款	資本的支出	631,473
第1項	建設改良費	491,813
第2項	償 還 金	5,744
第3項	他会計借入金返還金	133,916

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	平成 28 年度	200,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、320 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,486 千円である。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 27 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 28,890 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
処理水量 年間435,174,000 立方メートル
(1日 1,189,000 立方メートル)
水洗便所の改造 1,600 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	下水道事業収益	75,333,461
第 1 項	営業収益	70,735,108
第 2 項	営業外収益	4,593,353
第 3 項	特別利益	5,000

支 出		千円
第 1 款	下水道経営費	75,231,461
第 1 項	営業費用	62,779,560
第 2 項	営業外費用	11,729,842
第 3 項	特別損失	712,059
第 4 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額39,762,711千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額9,002千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	29,801,358
第1項	企 業 債	20,000,000
第2項	国 庫 補 助 金	8,814,000
第3項	そ の 他 資 本 収 入	927,056
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	60,302

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	69,555,067
第1項	建 設 改 良 費	39,236,426
第2項	償 還 金	30,267,341
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	51,300

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 建 設	平成28年度から平成31年度まで	30,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため		
限 度 額	20,017,000千円		
	下 水 道 事 業 建 設 費	20,000,000千円	

	水洗便所改造資金貸付金	17,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,900,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、32,510,505 千円、3,324,780 千円、55,874 千円、87,690 千円、30,000 千円、25,000 千円及び 61,060 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、5,155 千円である。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,401,178千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	950,859
第1項	企業債	870,000
第2項	一般会計補助金	5,940
第3項	その他資本収入	74,919

支 出		千円
第1款	資本的支出	3,352,037
第1項	建設改良費	975,443
第2項	企業債償還金	1,444,594
第3項	借入金返還金	922,000
第4項	予備費	10,000

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限度額	870,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融

資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、136,418千円である。

(他会計からの補助金)

第9条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、868,739千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,138,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、350,533千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、219,702千円である。
- 5 バリアフリー化設備の整備にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、5,940千円である。

平成27年2月16日提出

名古屋市長 河 村 たかし

平成 27 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|-------------------|
| (1) 経 営 計 画 | 最多運転車両数 | 1 日 | 674 両 (116 編成) |
| | 運 転 キ ロ | 年間 | 69,430,200 キロメートル |
| | | (1 日 | 189,700 キロメートル) |
| | 乗 車 人 員 | 年間 | 456,292,200 人 |
| | | (1 日 | 1,246,700 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両購入及び駅施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 12,103,177 千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分) 3,466,000 千円を借り入れる。

収 入

千円

第 1 款	高速度鉄道事業収益	96,134,934
第 1 項	営 業 収 益	85,304,297
第 2 項	営 業 外 収 益	10,513,147
第 3 項	特 別 利 益	317,490

支 出

千円

第 1 款	高速度鉄道事業費	88,395,750
第 1 項	営 業 費 用	71,117,045

		千円
第 2 項	営 業 外 費 用	16,100,460
第 3 項	特 別 損 失	1,168,245
第 4 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 3,408,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 42,982,962 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

	収 入	千円
第 1 款	資 本 的 収 入	22,239,276
第 1 項	企 業 債	16,262,000
第 2 項	出 資 金	2,270,000
第 3 項	貸 付 金 返 還 金	522,000
第 4 項	一 般 会 計 補 助 金	1,909,731
第 5 項	国 庫 補 助 金	944,391
第 6 項	そ の 他 資 本 収 入	331,154

	支 出	千円
第 1 款	資 本 的 支 出	61,814,238
第 1 項	建 設 改 良 費	12,431,646
第 2 項	企 業 債 償 還 金	49,372,592
第 3 項	予 備 費	10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成 28 年度から平成 32 年度まで	13,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため		
限度額	19,728,000 千円		
	高速度鉄道事業建設改良費		7,874,000 千円
	高速度鉄道事業資本費平準化債		4,980,000 千円
	高速度鉄道事業特例債		3,408,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債		3,466,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、36,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、218,074 千円とする。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,468,358 千円及び 430,243 千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、752,645 千円である。

3 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,180,042 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,270,000 千円である。

平成 27 年 2 月 16 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

